

環水第152号
令和6年6月3日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県知事 鈴木 康友



「浜名湖圏域流域水循環計画」の策定について（諮問）

静岡県水循環保全条例第15条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「浜名湖圏域流域水循環計画」の策定

「浜名湖圏域流域水循環計画」の策定について

(環境局水資源課)

1 要 旨

流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画及び静岡県水循環保全条例（以下「条例」という。）に基づき、「流域水循環計画」を策定する。

本年度は、静岡県環境審議会答申「計画の策定に当たっての基本的な考え方」（令和6年1月31日）に沿って、浜名湖圏域の計画策定を進める。

2 計画策定の着眼点

浜名湖圏域では、国、県、市及び関係団体等が水循環に関する様々な課題に対して計画を策定し、施策を実施している。

本計画の策定に当たっては、各々の主体が、圏域の理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること、更には、既存施策において未対応の課題が見出された場合には、それを新たな取組につなげることに留意する。

3 浜名湖圏域の概要

浜名湖圏域は、都田川水系及び梅田川水系の流域一帯とし、圏域面積は 529 km² である。関係市町は、浜松市（浜名区及び中央区の一部）及び湖西市である。

都田川は、「遠州広域水道用水供給事業」の水源の一つであり、西遠地域の広い範囲に上水を供給しているほか、浜名湖の北部に農業用水を供給する浜名湖北部用水の水源にもなっている。都田川水系において、近年顕著な渇水は発生していない。

一方、本圏域には天竜川水系、豊川水系から上水、農業用水、工業用水が供給されているため、両水系の渇水の影響を頻繁に受けている。

昭和 50 年の洪水以降、大きな水害は発生していないが、局所的な水害がしばしば発生している。

多くの貴重種を含む生物相の豊かさにおいて県内随一であり、また水辺に依存する生物の生息密度が概ね高く、多様な生態系を有しているため、地域住民の川への関心は強い。

4 計画策定の方針

(1) 計画の構成

静岡県環境審議会答申「計画の策定に当たっての基本的な考え方」に基づき、以下の構成を基本とする。

- 1 現状と課題
- 2 理念や将来目指すべき姿
- 3 健全な水循環の維持又は回復に関する目標
- 4 目標を達成するために実施する施策
- 5 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

詳細は、別紙「浜名湖圏域流域水循環計画の構成案」のとおり。

(2) 浜名湖圏域の現状及び課題

浜名湖圏域において、水循環に係る下表1のような現状及び課題が想定される。これらの課題を精査した上で計画に記載し、現在実施されている取組や、今後連携して取組むべき課題を明示していく。

<表1> 浜名湖圏域の現状及び課題

現状	課題
公共用水域における環境基準を満たしていない地点が見られる	浜名湖の適切な水質維持
地下水塩水化は改善傾向にあるものの、一部解消されていない地点が見られる	地下水塩水化対策
河川水の濁りにより農業への影響が発生している	河川やダムへの濁りの解消
過去10年間の取水制限日数が多い	取水制限時の適正な水利調整
	浜名湖北部地域における代替水源確保
気候変動に伴い水害等が激甚化している	水害等による被害の最小化
土砂災害危険箇所整備率が低い	土砂災害危険箇所の整備率向上
県管理河川整備率が低い	県管理河川の整備率向上
河川の流草木により漁業被害等が発生している	流草木の処理
森林所有者による整備が困難なため荒廃した森林がある	荒廃森林の再生
レッドデータブックに記載のある、絶滅の恐れがある種の数が多い	生物多様性の保全
多面的機能支払交付金活動面積が大きい	多面的機能支払交付金の活動支援
浜名湖が県指定名勝に指定されている	県指定名勝浜名湖の保全
水産資源の減少に伴い漁業経営に影響が生じている	水産資源の回復

(3) 浜名湖圏域の施策・計画等

浜名湖圏域において、水循環に関して現在実施されている施策、策定済みの計画等は下表2のとおり。

<表2> 浜名湖圏域の施策・計画等

施策、計画等の名称	実施主体
静岡県の公共用水域及び地下水の水質測定計画	県生活環境課
佐鳴湖水環境向上行動計画	佐鳴湖地域協議会
浜名湖流域別下水道整備総合計画	県生活排水課
都田川水系河川整備計画	県河川企画課
天竜川水利調整協議会の開催	天竜川水利調整協議会
静岡県農業農村整備みらいプラン	県農地計画課
都田川水系流域治水プロジェクト	浜松市域流域治水対策推進協議会
天竜地域森林計画書（天竜森林計画区編）	県森林計画課
浜松市森林整備計画	浜松市林業振興課
湖西市森林整備計画	湖西市産業振興課
流沈木除去事業等の実施	県水産振興課、企業局水道企画課
森の力再生事業の実施	県森林計画課
ふじのくに生物多様性地域戦略	県自然保護課
静岡県水産振興基本計画	県水産振興課、水産資源課
静岡県浜名湖・遠州灘圏域総合水産基盤整備事業計画	県港湾企画課
静岡県文化財保存活用大綱	県文化財課

5 策定体制

(1) 浜名湖圏域流域水循環協議会の設立

水循環基本計画において、地方公共団体等は、地域の実情に応じて、地方公共団体、国(出先)、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置を推進するよう努めるものとしている。

令和6年5月23日、国、県、関係市町で構成する浜名湖圏域流域水循環協議会(以下「協議会」という。)を設立した。今後、計画案の検討、協議については協議会において実施する。

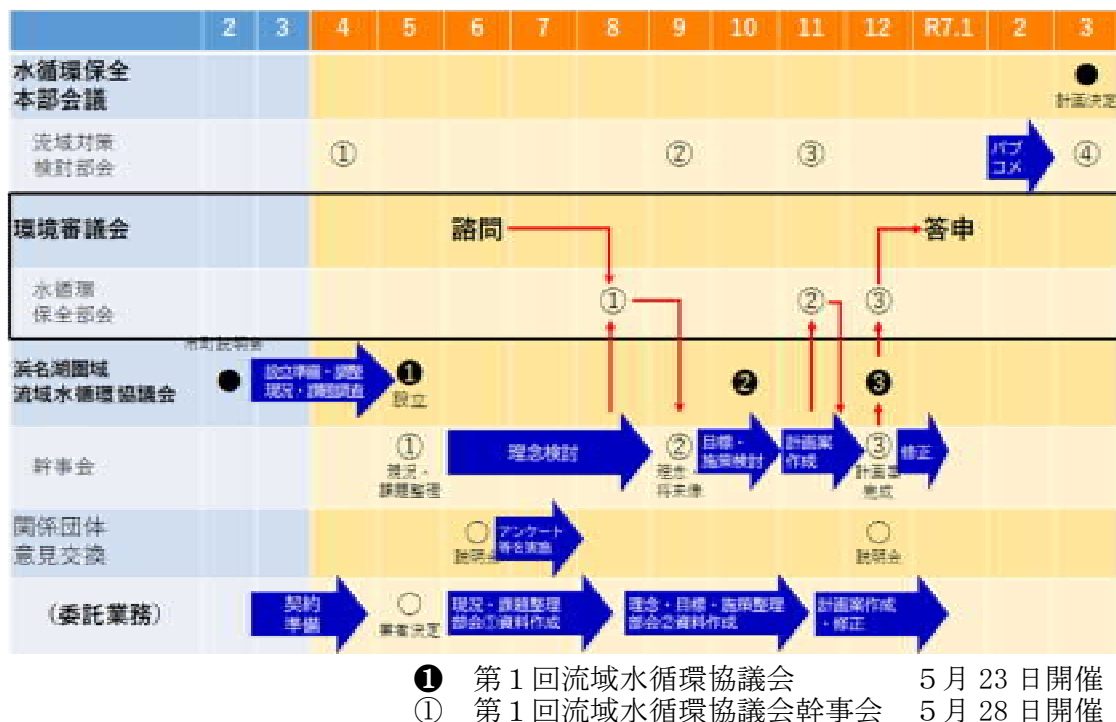
協議会から適時に県の水循環保全部に協議状況を報告し、同本部流域対策検討部会において協議する。また、協議会からの報告をもとに、県環境審議会水循環保全部会において審議を行い、委員からの助言等を協議会での検討に反映する。

(2) 関係団体の意見の反映

計画には、関係団体の意見を反映する。具体的には、関係団体が圏域において課題に感じていること、現在実施している活動、圏域の目指すべき理念や将来像を、アンケートや個別の聞き取り等の方法により調査し、計画に反映する。

6 計画策定のスケジュール(案)

以下のスケジュールで策定を進める。



<図1> 計画策定のスケジュール(案)